

# 耐震改修により認定長期優良住宅となった場合の 固定資産税の減額措置のお知らせ

この制度は、次の要件を満たした耐震改修工事をした場合、市に申告することにより **改修住宅の固定資産税が1年度分3分の2減額できる制度**です。

## 1 要件

### (1) 住宅の要件について

ア 昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること。

※ 併用住宅の場合、居住部分の床面積のみが該当します。

イ 上記アに該当する住宅において耐震改修工事を行い、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅に認定された住宅であること。

### (2) 改修工事について

次に掲げる全ての要件に該当する必要があります。

ア 平成29年4月1日から令和2年3月31日までに完了した工事であること。

イ 現行の建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合する改修工事であること。

### (3) 工事費について

**耐震改修に係る工事費が50万円超**であること。

## 2 減額内容

減額措置の適用については、**住宅1戸につき1回まで**です。

適用年度	適用床面積	内容
改修工事完了年の翌年度1年度分	改修住宅の床面積のうち 120㎡まで	改修住宅に係る固定資産税 の3分の2を減額

## 3 申告手続き

**改修工事が完了した日から3か月以内**に、次に掲げる書類等を用意したうえで申告してください。

特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書

+

- ア 地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書、または住宅性能評価書の写し
- イ 改修工事費用が確認できる書類  
(領収書の写し、補助金等の交付決定通知書の写し、工事明細書の写し、改修前・改修後の写真等)
- ウ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書等の写し

## 4 その他

他の制度との併用適用はできません（既に「耐震改修に伴う固定資産税の減額措置」の適用を受けている場合も同様です）。